

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積もること。なお、この単価内には、本件業務遂行に要する経費（交通費、消耗品費、諸経費等）を含むこと。

イ 本件調達案件に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年4月13日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務仕

様書の7の(2)に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者(以下「技術責任者」という。)として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

- (ア) 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者
 - (イ) C o m p T I A (コンピューティング技術産業協会)が主催するC o m p T I A A+の試験に合格している者
 - (ウ) 過去5年間に、学校(鳥取県内外、校種は問わない。)のIT技術者として通算3年以上の勤務実績がある者
 - カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
 - キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
- ア 各構成員が、(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。
 - イ 構成員の1以上の者が、(1)のイ及びオの要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (サ) 解散後の契約不適合責任
 - (シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年4月7日（火）から同月30日（木）までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年4月7日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月19日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター 本館2階 第1研修室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和8年4月30日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に9,372を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に9,372を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in East Region of Tottori Prefecture

(2) 2026-04-30 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-05-19 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-05-18 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita,

Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387